

## 8 学生生活の設計

ほとんどの新入生にとって、大学での生活は、期待と不安の交錯の中に始まるといえましょう。学生生活は、皆さんの心構え一つで豊かで楽しいものとなったり、乾いた味気無いものとなります。そのため、入学当初において慎重な学生生活を設計することが先ずもって大切です。

しかし、学生生活の過程では、学修に関するもののほかに、多くの悩みや解決に苦しむ心理的な問題、経済上の問題、健康管理の問題、生活環境をめぐる問題など、多くの問題に遭遇するかも知れません。問題に直面したときどうすればよいか、どのように心構えるべきかについて、以下の記述を参考にしてください。

### 1. 学 生 相 談

みなさんの学生生活における悩みや不安は、自分で考えるだけでは解決できないことがたくさんあります。そのようなとき、家族や友人、先輩などとの語り合いの中から解決の糸口を見出すのは賢明な方法であります。そのため、自らの心を打ち明けることのできる友人をつくることは極めて大切なことといえます。

また、悩みが深刻になる前に専門家に相談できることで、最悪の事態が回避できるかもしれません。本学では本館3階にカウンセラー室を設置しており、専門のカウンセラー（公認心理師・臨床心理士・学校心理士スーパーバイザー）が学生の抱えるあらゆる悩みについて適切なアドバイスができるように心掛けています。カウンセラーは学生のどのような悩みについても相談に応じるようになっていますので、気軽に声をかけてみるのが大切です。もちろん、相談内容に関しては、外部に漏らしたり、相談学生に対して不利益をもたらすことは厳に慎んでいますので信頼してください。

尚、本学ではハラスメントの防止対策が設けられており、人権保護には万全を期しています。もし、該当することがあれば、担当の先生にご相談ください。そして障がいのある学生の相談窓口として学生サポートセンター（本館3F）を設置しています。お気軽に相談にきてください。

## 2. 健康と医療

### (A) 健康衛生管理

充実した学生生活のために、学生が心身ともに良好で安定した健康状態にあることは、もっとも基本的な要件であります。

学生の健康状態には個人差があり、常に病弱な状態にある人や頑健を誇る人もいます。それぞれの状態に応じての日常の健康管理がなされる必要はいうまでもありません。

新入生の皆さんにとって、大学での生活環境の変化、生活の奔放化、過度なアルバイトやクラブ活動など、健康を害する要因は沢山あります。

個々の学生が、日常の健康管理について関心をもち、次のような点に注意して下さい。

- ① 自覚症状の有無にかかわらず自分の健康を過信しないこと。
- ② 過度の節食や外食傾向に注意し、栄養のある食事を摂り規則正しい生活を送ること。
- ③ 保健行事には積極的に参加し、自分の健康状態のチェックを怠らないこと。
- ④ 健康管理については、好奇心からの喫煙・飲酒などは問題となります。

### (B) 本学の健康管理活動

#### ① 健康診断

健康診断は学校保健安全法に基づき年1回実施することが法律により定められています。

本学では、毎年4月（秋入学者に関しては10月）に実施しており、検査は身長・体重の測定、視力の検査ならびに血圧の測定や胸部レントゲン、採血・尿検査等を実施しています。

この検査は、学生の健康管理のため、学事として全学生を対象に行うものですから必ず受診してください。検査の結果、何らかの病的異常が発見された場合には、厚生課が直接該当学生に通知しその後について指示相談を行います。なお、2年次生については、受検がない場合、就職用「健康検査書」の作成発行ができないことになりますので特に注意してください。

#### ② 授業中・在寮中の発病

学生が登校中、授業中に貧血その他の症状が出た場合には、直ちに、授業教員または厚生課に申し出てその指示を受けてください。軽度の場合

には、健康管理室（休養室）を利用してください。

### ③ 健康管理室(休養室)（本館 1 F）とその利用

本学における全学生の保健管理を対象とする施設として、健康管理室が設置されています。

この管理室には、学生が体調不良時等の休養を要するとき休養できるよう 3 床のベッドが用意されていますので、利用の場合には厚生課又は教職員に届出のうえ、許可を得てから利用してください。休養しても回復が見込めず、体調が悪い場合は担当教員へ相談の上、早退して下さい。

薬品などの使用については注意を要しますので、厚生課又は教職員の指示を受けなければ勝手に使用できませんので教員室にて受領してください。

### ④ 栄養管理アドバイス(食物栄養学科)

本学には食物栄養学科が設置されており、食事における必要エネルギー量や栄養素量及びそれらを含む献立や調理について、専門的なアドバイスが得られます。他学科の学生も進んでこれらのアドバイスにもとづいて、栄養管理に努めてください。

## (C) 学生教育研究災害傷害保険（日本国際教育支援協会）

大学における教育研究活動中に不慮の事故によって学生が負傷・廃疾・死亡といった災害を被ることは、万全の注意を払っていても発生しています。このような災害に対する補償制度として、文部省が昭和 51 年度から発足させた学生の互助共済制度が標記の保険です。この保険の仕組みは、保険契約者が「日本国際教育支援協会」、保険者が「東京海上日動火災保険会社」を幹事とする国内損害保険 5 社となっています。

本学では、十分な教育研究活動を保障する目的で、入学時に全学生がこの保険に加入するための手続きを行います。保険料は、後援会費の中に全額含まれておりますので、保険料としての納入を要しません。

### ① この保険で担保される事故とは、次の場合をいいます。

- ② 正課の授業中及びその準備後始末等の時間
- ③ 学校行事中（大学が主催し教育活動の一環として行うもの）
- ④ 課外活動中（大学が管理する学内施設内の課外活動及び大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動）
- ⑤ ②③④以外で学校施設内にいる間
- ⑥ 通学中（往路・復路）
- ⑦ 学校施設等相互間の移動中

② この保険で支払われる保険金の種類は次のとおりです。

- ① 死亡保険金
- ② 後遺障害保険金
- ③ 医療保険金（入院・医師の治療費）

③ 災害を受けた場合の手続き（保険金請求手続き）

令和6年度には、中間所得層への支援として、新たに第4区分の支援が創設されました。給付支援奨学金の支援要件を満たす者のうち、収入基準である多子世帯が本学では対象となります。

その保険金の請求に要する書類は、「保険金請求書（兼事故証明書）」と「治療状況申告書」又は「診断書」がセットになっています。保険金を請求しようとする学生は、厚生課からこの用紙を受けとり、必要事項を記入し、記名捺印し、大学の証明書を取って、「治療状況申告書」又は「診断書」「所要費用の領収書・レシート等」を添付したうえで事故の通知をした保険会社（東京海上日動火災保険会社）の窓口へ提出することになります。課外活動中の事故については、所属団体の顧問教師その他責任者の事故証明も必要です。

これらの事務的な取り扱いは、学生の便宜を考慮して厚生課が代行するかたちで行っていますので、該当学生は速やかに、厚生課に連絡してください。

なお、所定の保険金は、請求者である学生が指定した銀行口座に振込まれる事が原則となっています。

また、この制度による保険金の受給は、他の健康保険等の保険金の支払いと重複しても差し支えないことになっています。

この保険金の支払いは、傷害を被り治療を開始した日から平常の生活に従事することができる程度に治った日までの治療実日数（実際に入院又は通院した日数）が対象となります。治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください、（同日に複数の病院に通院した場合でも治療日数は1日になります）

#### **(D) 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（日本国際教育支援協会）**

国内において、学生が、正課中・学校行事中・ボランティアクラブ等での課外活動および前記活動を行うための通学途上往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。（1事故1億円限度）留学生についてはインバウンド付帯学総に加入します。手続きについては厚生課担当者に申し出てください。

## 9 学生寮・下宿

### 1. 学生寮（個室マンション）

本学園は、学生生活をより有意義なものにするため、寄宿舎として学生寮（個室マンション）を設置しています。学生寮は集合住宅の個室使用を、本学園が保有若しくは賃貸で契約し、学生（保護者）と賃貸契約を交わします。

学生寮入居者は、物件のある地区や住居のルールに従って生活することが基本ですが、そのルールが厳守できず、著しく学生生活に支障をきたす行動がみられる場合は、指導を行います。

学生寮の入居・退去手続き及び賃貸料等の支払いについては、本学園経理課が行い、案内及び入居指導は、舍務・シェアハウス委員会が行います。

## 10 厚生制度・施設・アルバイト

経済的基盤の確立がなければ学業の継続が困難であることは言うまでもありません。不時の災害等に基因する学費の減免等については学費の項で述べてありますが、一般に勉学への強い意欲をもちながら、学業継続が困難な学生に対して、本学ならびに各種の奨学金団体等ができる限り援助の拡大に努めております。

### 1. 溝部学園スポーツ・学力特待生制度

この制度は、学校法人溝部学園創立者の遺志に基づき、学園が設置する別府溝部学園短期大学を志望したもので、別に定める推薦条件に該当する優秀な学生に学費を免除して育成し、以て建学の精神の具現化を図り、社会に寄与しようとするものであります。

### 2. 別府溝部学園短期大学奨学生制度

#### 目 的

別府溝部学園短期大学に在籍する者で、経済的に就学困難な学生に対して、奨学金を授与することにより、有為な人材の育成に資することを目的としています。

※この奨学生は、本学他規程による奨学金制度・授業料減免等との重複は原則として認められていませんが、本学以外の奨学金制度（日本学生支援機構奨学生 等）との併用は可能となっています。また、学生寮（個室マンション）の奨学生については、重複を認めます。

#### (A) 溝部学園奨学生

##### ○対象者

- 本学に入学、在籍する学生で、生計を共にする者の年間所得の合計が原則として 300 万円未満の学生。<sup>※</sup>
- 奨学金は、収入に関する証明書の提出により審査の上、授業料年額 60 万円に対し、5 万円～ 40 万円を奨学金として決定する。
- 申込みのための説明会を入学後に実施し、申請書類は説明会で配布する。

- 決定した奨学金が授業料から減額される。
- 期間は1年間だが、2年目の再申請も可能である。

※主たる家計支持者が新型コロナウイルス感染症や失業等で、前年度より著しく収入が減少し生活に困窮しているご家庭は説明会に参加の上、申請可能かご相談下さい。

## (B) 社会人奨学生

- 対象者

社会人入試で入学した学生。

- 奨学金は、入学金および授業料の特別減額した額としています。対象期間は在学中。

※手続きおよび特別減額については、本学奨学生係にお問い合わせ下さい。

## 3. 日本学生支援機構奨学金

経済的理由で修学困難な学生に対する奨学制度は公私にわたりいろいろありますが、その代表的なものは日本学生支援機構奨学金制度です。

奨学生の応募については、学内説明会を行い手続き等についての詳細は揭示し、必要書類を交付します。出願者については選考委員会で学業成績、家計状況、人物等について審査のうえ、推薦者を決定します。令和6年度における奨学金貸与額は、私立短大の場合第一種奨学金では自宅通学者は最大53,000円、自宅外通学者は60,000円、第二種奨学金では2万円～12万円まで（1万円刻み）希望金額を選択でき返済は10年（利子付き）以上の長期の年賦になっています。

また令和2年度より学習意欲のある若者の修学を支援するため、高等教育の修学支援新制度が始まりました。この制度を希望する者は、日本学生支援機構の給付奨学金と併せて、入学金や授業料の減免が受けられます。スマホアプリ「Skett Book」から学生自身が事故通知及び保険金請求書の提出ができます。また、アプリではなく、紙媒体での手続きも可能です。募集・申込時期は原則4月に行われ、案内は学内掲示板やe-Portfolioに掲載されます。また、申し込み条件等の詳細は日本学生支援機構のウェブサイトで各自確認して下さい。

尚、学年を問わず、家計急変による緊急・応急採用は随時申込ができますので希望する学生は厚生課まで申し出てください。

## 4. 外国人留学生奨学金

外国人留学生に対する奨学金制度は下記の通りです。希望者は国際交流課まで申し出てください。

〈一般社団法人井内アジア留学生記念財団奨学金〉

募 集 人 員：若干名

奨 学 金：80,000 円（月額）/ 2 年間

返 還：要しない

学内申込期限：8 月中旬

選 考：入学前選考後、一般社団法人井内アジア留学生記念財団による選考を経て、決定される。

〈ロータリー米山記念奨学生奨学金〉

募 集 人 員：2 名

奨 学 金：70,000 円（月額）1 年間

返 還：要しない

学内申込期限：10 月中旬

選 考：学内選考後、ロータリークラブ会員による面接試験・グループディスカッション

〈文部科学省 外国人留学生学習奨励費〉

募 集 人 員：若干名

奨 学 金：48,000 円（月額）1 年間

返 還：要しない

学内申込期限：4 月中旬

選 考：学内選考後、申請書・諸証明書・推薦書他を提出

〈大分県私費外国人留学生奨学金〉

募 集 人 員：若干名

奨 学 金：30,000 円（月額）1 年間

返 還：要しない

学内申込期限：4 月中旬

選 考：学内選考後、申込書・諸証明書・推薦書他を提出

〈公益財団法人壽崎育英財団奨学金〉

募 集 人 員：若干名

奨 学 金：10,000 円（月額）1 年間

返 還：要しない

学内申込期限：4 月中旬

選 考：学内選考後、願書・推薦書・経済状況証明書・作文を  
提出

## 5. その他の奨学金

その他、下記のような奨学金制度があります。希望者は担当まで申し出て下さい。（募集時期確認）

〈各県の奨学金〉

〈交通遺児育英会〉 担当：厚生課

保護者が交通事故により死亡または重い後遺症で働けないため、経済的理由により修学が困難な人への奨学金です。

〈あしなが育英会〉 担当：厚生課

保護者が病気や災害、自死などで死亡、または著しい障がいを負って、経済的な援助を必要としている人の奨学金です。

〈保育士修学資金貸付制度〉 担当：学科担当者

卒業後、指定の地域で保育士として勤務する人に貸与される奨学金です。一定要件を満たすと全額返還免除の場合もあります。

（対象地域：各県による。詳しくは各県のウェブサイトを参照）

〈介護福祉士修学資金貸付制度〉 担当：学科担当者

卒業後、指定の地域で介護福祉士として勤務する人に貸与される奨学金です。一定要件を満たすと全額返還免除の場合もあります。

（対象地域：大分県）

# 奨 学 金 制 度

令和6年度実績

(申込状条件に合う学生であれば申込可能)

| 日 本 学 生 支 援 機 構 |                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 壽 崎 育 英 財 団 | あ し な が 育 英 会                                                                        |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集人数            | 学校推薦者を機構が募集し、採用の可否を決定（不採用者も、再申込み可能）                                                                                                                                                                                                                           |  |             | 全大学、短期大学の在学生 500名                                                                    |
| 条 件             | 経済的理由で就学に困難がある人(出願資格に該当する人)                                                                                                                                                                                                                                   |  |             | 保護者が病気、災害、自死（自殺）などで死亡あるいはそれらが原因で著しい後遺障害を負い、教育費に困っている家庭の子どもであること                      |
| 月 額             | 第1種<無利子> 第2種<有利子> 給付（自宅） 給付（自宅外）<br>20,000円 20,000円 第1区分 38,300円 第1区分 75,800円<br>30,000円 30,000円 第2区分 25,600円 第2区分 50,600円<br>40,000円 120,000円 第3区分 12,800円 第3区分 25,300円<br>50,000円（自宅外） 第4区分 9,000円 第4区分 19,000円<br>53,000円（自 宅）（多子世帯）<br>60,000円（自宅外）（多子世帯） |  |             | 貸与 40,000円<br>または貸与 50,000円                                                          |
| 返 還             | 貸与奨学金のみ卒業後定められた方法で返還                                                                                                                                                                                                                                          |  |             | 卒業後6ヶ月すえおき、20年以内に返還                                                                  |
| 学内申込<br>期 限     | 4月に募集説明会について案内・掲示する。                                                                                                                                                                                                                                          |  |             | 4月～5月                                                                                |
| 出願時期            | 4月中                                                                                                                                                                                                                                                           |  |             | 5月下旬                                                                                 |
| 選 考             | ・奨学生願書<br>・マイナンバー提出書（マイナンバー写し）<br>・面接<br>・住民票                                                                                                                                                                                                                 |  |             | ・奨学生願書<br>・在学証明書<br>・所得証明書<br>・推薦書<br>・ゆうちょう銀行通帳コピー<br>・後遺障害の程度を証する証明書<br>（死亡の場合は不要） |
| 期 間             | 24ヶ月以内で変動可能                                                                                                                                                                                                                                                   |  |             | 2年間                                                                                  |
| そ の 他           | 給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されるため、貸与奨学金申込時に選択した月額の増減が起きる。                                                                                                                                                                           |  |             | 無利子書類審査、面接試験<br>他の奨学金との併用可                                                           |

## 6. アルバイト

短期大学は、2年間という短期間に、高等教育機関として高度の学識、技能、教養を習得する目的をもっています。したがって、悠々とアルバイトに専念する余裕はありません。長期のアルバイトは必ず学業や健康に支障を生じ卒業に困難をきたす場合も少なくありません。やむを得ず行う場合でも学業や健康に差しつかえない範囲にとどめてください。

また、職種の選択についても慎重に行う必要があります。この選択を誤って、心身の障害をうけ、学業を放棄しなければならなくなる例もあります。安易な選択は注意してください。

尚、大学としては、接客で酒類を扱うアルバイトや、21時以降のアルバイトは特別の理由がないかぎり禁止しています。

外部からのアルバイト求人は、厚生課が窓口となって受付けています。そのうち、適当と判断されるものについては、公表して学生にあっせんします。

## 7. 購買部・リーブル姫山

学生の厚生施設として購買部は、87年館に設けられています。

軽易な食品類を購買部で扱っておりますが、ホールは学園全体で利用しますので手狭になっています。教室等へ持ち帰りの路上での飲食は学生の品位に関しますので慎んでください。

溝部学園の「リーブル姫山」は、教職員、学生の研究や学習のための専門図書や教養や趣味のための一般図書を取り扱う書店です。学生が購入したい図書の取次ぎもしますので、できるだけここを利用するようにしてください。

## 11 就 職

### 自立・自活できる人材の育成

- 細やかな指導・支援で“就職力・就業力の向上”をめざしています。

本学の建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」をめざし、小規模校の特徴を生かして、学生一人一人に対し、きめ細かい支援を行い、学生が自己表現するための知識・技術を確実に修得させるとともに、豊かな人間性を醸成する教養教育にも力を傾注しています。また、「あなたはこの資格のほかに何ができますか」を合言葉に、学生の付加価値を高め、有意義な将来の生活を保障するため、各種資格の取得に挑戦させています。

自己改革できた学生は、地域社会や企業からは即戦力としての期待値も高く、毎年高い就職率を維持しています。特に、取得した資格を生かした専門職としての就職率が高く、昨今の就業状況では強みを発揮しています。

#### キャリア教育プログラム

職業選択を中心とした  
進路のとらえ方を学びます

- 基礎を養う「キャリアガイダンス」

働くことの意義を見出しながら、基礎力や一般常識を修得し、自己分析や自己PRにも取り組みます。これらを行うことにより、高いコミュニケーション能力と自主的で豊かな人間性を養います。

#### 個々のカウンセリング

細かな支援により  
一人ひとりの希望を実現

- 教員による「個別指導」

専門分野や業界に関する知識を生かして、進路に関するアドバイスをを行います。学生・教員・就職担当の職員による三者で、あなたの希望の実現をサポートします。

### 就職に伴う各種証明書の交付手続き

- (1) 本学が発行する証明書は次のものである。
  - ① 卒業見込証明書
  - ② 学業成績証明証
  - ③ 健康検査書
  - ④ 推薦書
  - ⑤ 資格取得見込証明書
- (2) 「証明書交付願」は、溝部学園事務局の窓口と大学教務課の窓口で準備してある。希望者はこの用紙に必要事項を記入し、証明書交付手続きの経路で手続きを行う。
- (3) 証明書の受領は、原簿照合等若干の日数を必要とするので、担当から指示された日時に領収証（学生控）を持参して事務局で行うこと。
- (4) 「健康診断書」が必要といわれる場合は、別途に保健所、又は公立病院で受

診し、必要経費を払い受領することになる。定期健康診断の写し（健康検査書）でよい場合には本学で発行できる。

(5) 推薦書は、次の基準で発行する。

(1) は、学長名による推薦状で、日常学習での欠席・欠課がなく学業成績にすぐれ、なお学校行事（学生主体行事を含む）へきちんと参加している者。

(2) は、学科長名による推薦状で、学業成績ならびに出席状態の良好な者。

## 受験・面接・実習にあたっての心得

(1) 企業訪問は前述した通り第一次面接と考えなければならない。学生自身が訪問して求人情報を受け取る形態が増えつつあるところから、受付（人事担当課）に出頭した時に第一次面接が始まったと考えるべきである。従って、清楚な服装や言葉遣いなど、本学の学生らしい礼儀と行動力が発揮できるよう注意してほしい。

(2) 保護者をはじめ、知人・縁者・先輩・友人などの直接間接の指導と協力をいただくこと。

(3) 採用試験では必ず筆記試験が課せられる。専門的分野のみならず、社会人としての常識に至るまで極めて広範囲に及ぶ。新聞等にも目を通し時代の流れや国際問題の重要なニュースには熟知しておくことが大切である。

(4) 小論文（作文）も課せられるものの一つである。テーマに即した論述ができるためには、読書と物を書く習慣を身につける必要がある。またこのことを通じて自己分析力を養い、文章で自分の考えをしっかりと表現できる力を身につければ、面接に際して自分の言葉で自分の意見を表現できることにも繋がるわけである。

(5) 採用内定後、勤務環境に慣れるために、実習や研修が要求される場合がある。積極的に誠実で責任のある行動をとるように心がけてもらいたい。

## 就職に伴う求人票と企業等訪問について

(1) 求人票は順次所定の場所に公開掲示する。求人票による応募は次の手順で各自ですすめる。

① 就職支援課・クラス担当・事務担当へ希望の旨申し出る。

② 求人企業等の担当者に電話で受験の意志を連絡して諸注意を仰ぎ、訪問

の日時などの指示を受ける。

- ③ 受験に伴う各種証明書の交付手続きをとり、必要書類を準備して原則として各自で送付する。

(2) 場合によっては、求人票の学内掲示を待っての応募では遅いことがある。従って、求人票が出される前に求人の有無を見定め、受験態勢を整えることも必要となる。

- ① 関係者と協議して、希望職種と対象をできるだけ早く固めること。
- ② 知人や先輩等の紹介をいただきながら、失礼にならぬよう新年度求人の有無を調査する。
- ③ 求人の見込みのある場合、即刻受験する旨を丁重に申し入れる。
- ④ 相手の了解が得られれば、一次面接を受けるつもりで訪問し指示を仰ぐこと。